資料１

（案）

沖 国 協 第　　号
令和８年　月　日

沖縄県知事　古謝　玄太　あて

沖縄県国民保護協議会
会長　古 謝　　玄 太　印

沖縄県国民保護計画の変更について（答申）

令和８年８月 12 日付沖縄県諮問知第１号で諮問のあったみだしのことについては、下記のとおりお答えします。

記

○○○

資料１

沖縄県諮問知第１号

沖縄県国民保護協議会

沖縄県国民保護計画の変更について（諮問）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第37条第３項の規定により、沖縄県国民保護計画変更（素案）について諮問します。

（諮問理由）

県は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第34条の規定により、国の定める国民の保護に関する基本指針（以下、「基本指針」という。）に基づき、国民の保護のための計画を平成18年３月に作成しております。

令和８年３月31日に当該基本指針が変更となったこと等に伴い、「沖縄県国民保護計画」を変更するに当たり、同法第37条第３項の規定により、貴協議会の意見を求めるものであります。

令和８年８月12日

沖縄県知事　玉城　康裕